

絵本を原典とする教材の挿絵変更についてのお知らせ

第一編集部 小学校国語課

■挿絵の変更について

今回、教科書会社に対し、著作権管理会社より、絵本を原典とする作品の挿絵利用に関して、「同一性保持権」の観点から、原典の絵と同様の使用を求められました。

弊社といたしましても、改めて全体を見直し、次の作品については、平成二十五年度用供給本より、挿絵の使用を原典と合わせることにいたしました。

- ・一年下巻「ずうつと、ずつと、大すきだよ」(ハンス・ウィルヘルム作・絵)
- ・二年下巻「お手紙」(アーノルド・ローベル作・絵)

先生方には、ご指導の際にご配慮いただきますようお願い申し上げます。なお、平成二十六年年度用供給本から変更となる作品につきましては、学習の支障のないように、別途お知らせさせていただきます。

*「同一性保持権」は、著作権法の一つで、「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除、その他の改変を受けないものとする。」(第二〇条)というものです。

■掲載にあたっての弊社の考え方

これまで弊社は、絵本を原典として教科書に掲載する際には、作品のイメージを大切にするとともに、その世界に十分浸ることができるように配慮してまいりました。

しかし、絵本には、縦書きのものと横書きのものがあります。縦書きの場合は、右開きで、右から左へと話が進むのに対し、横書きの場合は、左開きで、左から右へと話が進みます。そして、挿絵は、話が進む方向に合わせて描かれています。

「国語」教科書は、日本語学習の特性を配慮して、基本的に縦書き表記になっています。そのため、横書きで書かれた絵本の絵を教科書にそのまま掲載しようとすると、登場人物の動きなどが、話の流れと逆行して見えてしまう場合があります。

そこで、弊社教科書では、著作権管理者と交渉のうえ、横書きで書かれた絵本の絵を使用する際、話の流れと逆行して見える絵について、逆版にして掲載していました。こうすることで、描かれた登場人物などが、話が進む方向に向かって進んでいくように見えるよう配慮してまいりました。

■著作権保護の今日的な観点から

学習上の配慮という見地から、このような形で掲載しておりましたが、その一方で、当然、著作権が存在します。弊社といたしましては、著作権者の権利を尊重しながらも、学習者にとってよりよい教材として教科書で提示することへの理解をいただけるよう、交渉を重ねてきました。

しかしながら、書籍だけで成立していた時代とは異なり、今日の情報ネットワークの世界的な広がりや、デジタルコンテンツの一般化の中で、著作権はよりいっそう厳密に保護されるべき状況になっております。その点からも、今日、原典の同一性保持に関しては守られなければならないものと判断いたしました。

今後は、著作権者の権利を尊重しながら、学習者にとって、学習の妨げとならないように配慮するとともに、よりよい教科書をお届けることができるよう、いっそう努めてまいります。

先生方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。